

1 1月は労働保険適用促進強化期間です

茨城労働局では、労働保険適用徴収行政の重要課題として、労働保険の未手続事業の一扫を図るための対策を推進しています。また、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会茨城支部との連携にて労働保険の適用促進を図っています。

労働保険（労災保険と雇用保険の総称）は、法律により**一人でも労働者を使用する事業主に加入が義務付けられております。**

労災保険給付や失業等給付を通じた労働者の保護、福祉の増進に寄与する制度として、重要な役割を担っており、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上等の観点から未手続事業の解消が極めて重要となっています。

労働保険の適用事業場の現状は、厳しい経済情勢の影響もあり、現在においても依然として小規模零細事業を中心に未手続事業がなお相当数残されている実情にあります。

そこで、本年1 1月を「**労働保険適用促進強化期間**」と定め全国的に広報活動を展開し、もって労働保険制度のより一層の理解、周知を図り、労働保険の適用促進を図ることとしております。

労働者を雇っているにもかかわらず、現在も未手続きとなっている事業主の方は、この機会に最寄りの労働基準監督署又は公共職業安定所で労働保険の加入手続を行われますようお願いいたします。

【問合せ先】

茨城労働局総務部労働保険徴収室

電話 **0 2 9 - 2 2 4 - 6 2 1 3**

ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/>